

1. 人口動向

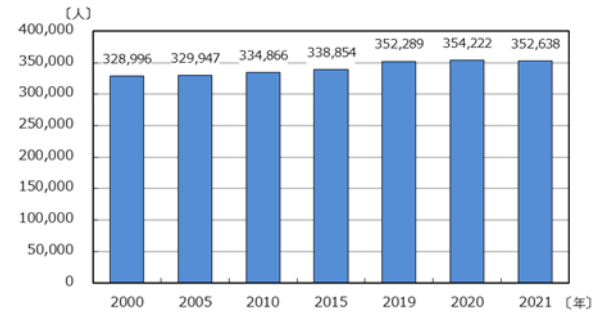
(1) 人口・世帯数

- 人口、世帯数は、2021年4月1日現在、352,638人、199,491世帯となっています。人口は、社会増を中心に増加傾向にありますが、2028年をピークに減少に転じると推計されています。
- 世帯数も増加傾向にあり、世帯人員は、2000年の2.16人から2021年には1.77人へと減少しています。

(2) 年齢階級別人口

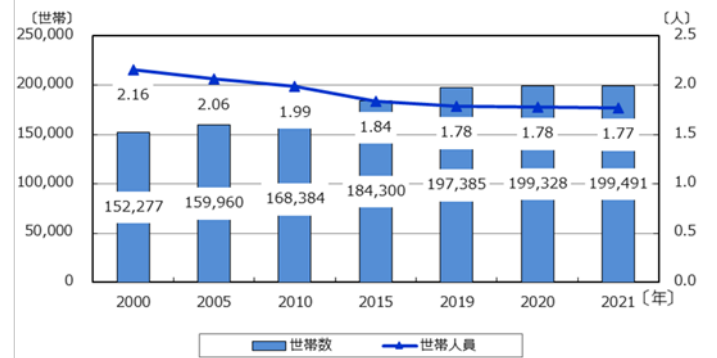
- 年齢別の人口は、年少人口は横ばい傾向、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は微増傾向で推移しています。
- 2021年における年齢階級別人口構成比は、東京都と比較すると年少人口割合がやや少なく、老年人口割合がやや多くなっています。

■人口推移（各年4月1日現在）



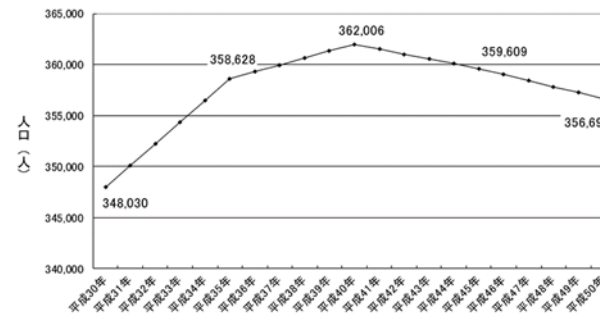
資料：世帯と人口の増減表（戸籍住民課）

■世帯数・世帯人員の推移



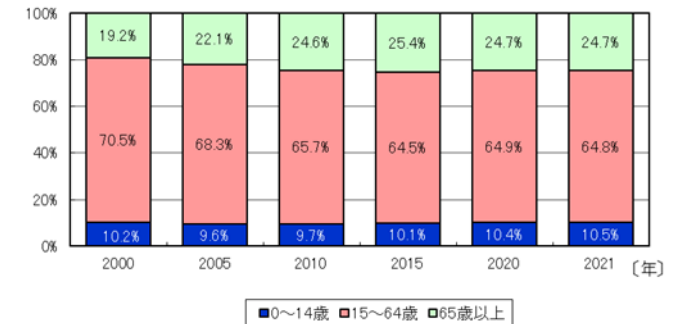
資料：世帯と人口の増減表（戸籍住民課）

■将来人口の予測



資料：北区人口推計調査報告書（北区）

■年齢階級別人口の推移



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（東京都）

2. 土地利用

- 2020年の地目別面積は、宅地が955ha（91.3%）、その他が89ha（8.6%）となっており、区域のほぼ全域が都市的土地利用で占められています。
- 区の全域が都市計画区域となっており、住居系用途が約50%、商業系用途及び工業系用途がそれぞれ約20%となっています。

3. 交通

- 区内には、首都高速道路王子線をはじめ、国道17号（中山道）、国道122号（北本通）、明治通り、環状7号線など、東京都区部における重要な道路が通っています。
- 自動車保有車両数は、2000年以降は登録自動車数が減少傾向であるのに対し、軽自動車は増加傾向にあります。
- 鉄道は山手線、京浜東北線、東北本線（高崎線・宇都宮線）、埼京線、東京メトロ南北線や都電荒川線、埼玉高速鉄道線が走っています。
- 路線バスとして、都営バス、国際興業バス、関東バス、東武バスが運行しているほか、地域公共交通として、北区のコミュニティバス「Kバス」が、区内～主要駅の2ルートを運行しています。

■自動車保有車両数の推移（軽自動車台数については、確認中）

年度	登録自動車						登録自動車						小型二輪車	軽自動車
	総数	貨物自動車					乗用車							
		計	普通車	小型車	被けん引車	計	普通車	小型車	乗合自動車	特殊用途車	大型特殊車			
2010	57,032	7,780	1,820	5,939.0	21	47,842	24,585	23,257	361	970	79	3,810	4,491	
2011	56,431	7,534	1,758	5,756.0	20	47,460	24,496	22,964	374	985	78	3,777	4,628	
2012	55,686	7,303	1,721	5,563.0	19	46,919	24,413	22,506	363	1,004	77	3,828	4,781	
2013	55,148	7,108	1,712	5,376.0	20	46,535	24,554	21,981	384	1,044	77	3,842	5,382	
2014	54,305	6,858	1,631	5,218.0	9	45,953	24,449	21,504	399	1,018	77	3,800	6,982	
2015	53,695	6,827	1,631	5,188.0	8	45,392	24,519	20,873	387	1,012	77	3,774	9,294	
2016	53,739	6,766	1,606	5,154.0	6	45,460	24,778	20,682	403	1,033	77	3,703	9,283	
2017	53,277	6,618	1,539	5,074.0	5	45,161	24,818	20,343	389	1,032	77	3,672	9,403	
2018	52,891	6,599	1,530	5,064.0	5	44,782	24,902	19,880	388	1,046	76	3,717	9,544	
2019	52,323	6,539	1,493	5,041.0	5	44,243	25,045	19,198	386	1,080	75	4,426	9,783	

資料：東京都統計年鑑（東京都）

4. 産業別事業所および従業者数

- 産業別事業所数は、2016年時点で、第一次産業が3件（0.0%）、第二次産業が1,917件（15.3%）、第三次産業が10,616件（84.7%）であり、業種別では、卸売・小売業が2,947件（23.5%）、宿泊業・飲食サービス業が1,910件（15.2%）、不動産業、物品賃貸業が1,370件（10.9%）と、第三次産業の3業種で全体の約半数を占めています。
- 従業者数については、第1次産業が16人（0.0%）、第二次産業が21,004人（16.8%）、第三次産業が103,745人（83.2%）であり、業種別では、卸売・小売業が26,379人（21.1%）で最も多く、次いで医療・福祉が17,207人（13.8%）、宿泊業・飲食サービス業が13,997人（11.2%）となっています。
- 事業所数、従業者数とも、多少の増減はあるものの減少傾向で推移しています。

■産業別事業所数・従業者（2016年6月1日現在）

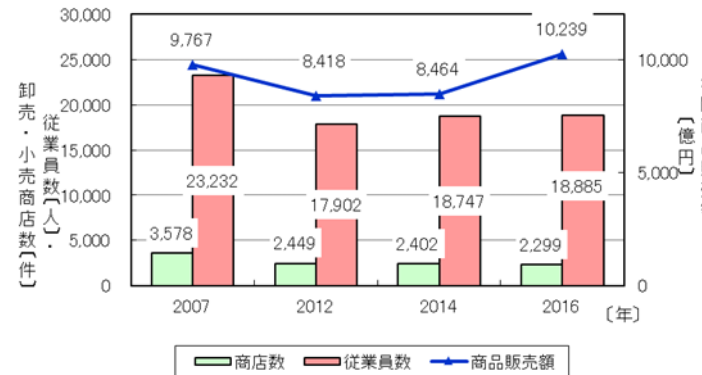
	事業所数		従業者数	
	所	%	人	%
全産業	12,536	100%	124,765	100%
第1次産業	3	0.0%	16	0.0%
農林漁業	3	0.0%	16	0.0%
第2次産業	1,917	15.3%	21,004	16.8%
鉱業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	947	7.6%	7,933	6.4%
製造業	970	7.7%	13,071	10.5%
第3次産業	10,616	84.7%	103,745	83.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.0%	404	0.3%
情報通信業	147	1.2%	3,306	2.6%
運輸業、郵便業	391	3.1%	11,903	9.5%
卸売業、小売業	2,947	23.5%	26,379	21.1%
金融業、保険業	160	1.3%	3,175	2.5%
不動産業、物品賃貸業	1,370	10.9%	5,131	4.1%
学術研究、専門・技術サービス業	533	4.3%	4,625	3.7%
宿泊業、飲食サービス業	1,910	15.2%	13,997	11.2%
生活関連サービス業、娯楽業	1,063	8.5%	4,887	3.9%
教育、学習支援業	351	2.8%	4,477	3.6%
医療、福祉	1,113	8.9%	17,207	13.8%
複合サービス事業	41	0.3%	692	0.6%
サービス業	584	4.7%	7,562	6.1%

資料：東京都統計年鑑（東京都）

5. 商業

- 卸売・小売業の商店数、従業者数は、2012年以降は商店数は微減、従業者数は増加傾向で推移し、2016年時点で2,299件、従業者数18,885人となっています。
- 年間商品販売額も2012年以降は増加傾向にあり、2016年時点では、約10,239億円となっています。

■商業の推移

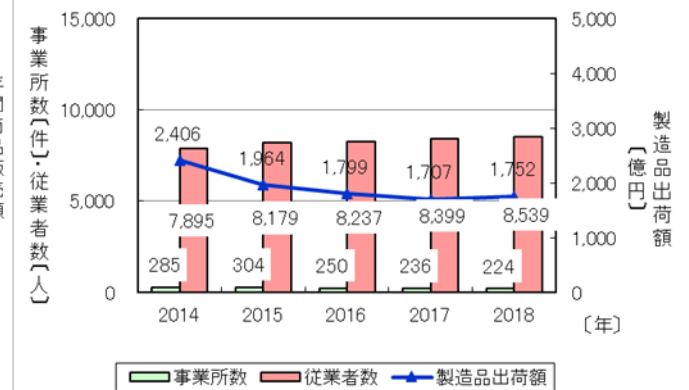


資料：東京都統計年鑑（東京都）

6. 工業

- 2018年時点で事業所数が224件、従業者数は8,539人、製造品出荷額は1,752億円となっています。
- 事業所数、製造品出荷額等は減少傾向で推移していますが、従業者数は微増しています。
- 平成29年（2017年）の事業所数の内訳は、印刷・同関連業が全体の31.3%と最も多く、次いで金属製品製造業が8.5%、その他の製造業が8.5%となっています。

■工業の推移



資料：工業統計調査（経済産業省）

1. 気象

- 北区の2020年の年平均気温は16.5℃、年間降水量は1,590mm、日照時間は1,890hとなっています。

■北区の気象（東京気象台）

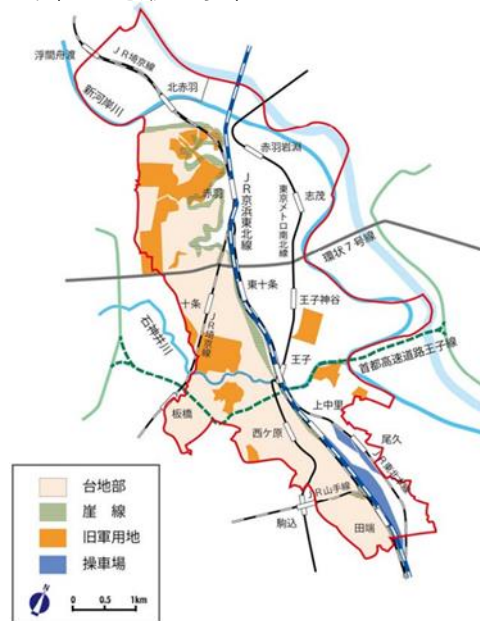
年	降水量(mm)			気温(℃)			日照時間(h)
	合計	日最大	1時間最大	年平均	最高	最低	
2010	1,680	102.0	68.0	16.9	37.2	-0.4	1,987
2011	1,480	124.0	55.0	16.5	36.1	-1.1	2,056
2012	1,570	121.5	30.0	16.3	35.7	-1.0	2,023
2013	1,614	176.5	49.5	17.1	38.3	-1.4	2,131
2014	1,808	148.5	71.5	16.6	36.1	-1.3	2,104
2015	1,782	156.5	34.5	16.4	37.7	-2.4	1,967
2016	1,779	106.5	47.5	16.4	37.7	-2.6	1,842
2017	1,430	147.5	22.5	15.8	37.1	-2.3	2,051
2018	1,446	58.0	38.5	16.8	39.0	-4.0	2,112
2019	1,874	209.5	36.5	16.5	36.2	-1.2	1,909
2020	1,590	132.0	34.5	16.5	37.3	-2.1	1,890

資料：気象庁

2. 地形・地質・水系

- 北区の地形は、武蔵野台地の東端部に連なる崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。
- 水系については、荒川、新河岸川、隅田川、石神井川が流れています。台地と低地の崖線には赤羽自然観察公園、飛鳥山公園、音無さくら緑地などの15の湧水地点があります

■北区の地形・水系



3. 生物

- 区内に残された貴重な自然環境を把握する目的で、昭和61年度から平成元年度にかけ、植物、昆虫、野鳥、小動物の調査を実施したほか、平成17年度から平成19年度にかけ、植物、野鳥、昆虫・小動物の調査を再度実施しています。

(1) 植物

- 159科1,175種類の生育が確認されています。
- 希少な植物として、デンジソウ、イヌハギ、カンエンガヤツリ、ミズアオイ、カキツバタなどの生育が確認されています。

■区内の主な希少な植物

科名	種名	環境省レッドリスト	東京都レッドリスト（本土部）
カヤツリグサ	コツブヌマハリイ	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅
キキョウ	キキョウ	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅
デンジソウ	デンジソウ	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧 I A類
マメ	イヌハギ	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅危惧 II類
カヤツリグサ	カンエンガヤツリ	絶滅危惧II類 (VU)	準絶滅危惧
ミズアオイ	ミズアオイ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 I A類
アヤメ	カキツバタ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 I B類
ミツガシワ	アサザ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 II類
ヒルムシロ	イトモ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 II類
ラン	エビネ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅危惧 II類
ミクリ	ミクリ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
サクラソウ	サクラソウ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅
ミツガシワ	ガガバタ	準絶滅危惧 (NT)	絶滅
ユキノシタ	タコノアシ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
シソ	ミソコウジュ	準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧
タヌキモ	イヌタヌキモ	準絶滅危惧 (NT)	情報不足

資料：北区生物目録
環境省レッドリスト2020（環境省）
東京都レッドリスト【本土部】（東京都）

3. 生物

（2）ほ乳類、鳥類

- ほ乳類は、6目8科11種類の生息が確認されています。
- 鳥類は、17目38科139種の生息が確認されています。
- 希少な鳥類として、チュウヒ、ハヤブサ、コアジサシなどの生息が確認されています。

（3）爬虫類、両生類

- 爬虫類は、2目8科12種類の生息が確認されています。
- 両生類は、1目4科6種の生息が確認されています。
- 希少な爬虫類として、ニホンイシガメ、シマヘビ、ヤマカガシなどが、希少な両生類としてトウキョウダルマガエルなどの生息が確認されています。

（4）昆虫類

- 昆虫類は、16目177科775種類の生息が確認されています。
- 希少な昆虫類として、ナゴヤサナエ、ミズスマシ、セスジイトトンボ、オオイトトンボ、オオアメンボなどの生息が確認されています。

（5）魚類

- 魚類類は、8目13科53種類の生息が確認されています。
- 希少な魚類として、ギバチ、キンブナ、ジュズカケハゼ、アブラハヤなどの生息が確認されています。

■区内の主な希少な鳥類

科名	種名	環境省レッドリスト	東京都レッドリスト（本土部）
タカ	チュウヒ	絶滅危惧IB類（EN）	絶滅危惧 I B類
ハヤブサ	ハヤブサ	絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧 I B類
カモメ	コアジサシ	絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧 I B類
サギ	ヨシゴイ	準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧 I A類
タカ	オオタカ	準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧 I A類
サギ	チュウサギ	準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧 II 類
シギ	オオジシギ	準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧 II 類
カモ	マガン	準絶滅危惧（NT）	絶滅
シギ	ハマシギ	準絶滅危惧（NT）	準絶滅危惧

■区内の主な希少な爬虫類、両生類

科名	種名	環境省レッドリスト	東京都レッドリスト（本土部）
イシガメ	ニホンイシガメ	—	絶滅危惧 I A類
ナミヘビ	シマヘビ	—	絶滅危惧 I A類
ナミヘビ	ヤマカガシ	—	絶滅危惧 I A類

科名	種名	環境省レッドリスト	東京都レッドリスト（本土部）
アカガエル	トウキョウダルマガエル	準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧 I A類

■区内の主な希少な昆虫類

科名	種名	環境省レッドリスト	東京都レッドリスト（本土部）	科名	種名	環境省レッドリスト	東京都レッドリスト（本土部）
ナゴヤサナエ	ナゴヤサナエ	絶滅危惧II類（VU）	情報不足	アオイトトンボ	ホソミオツネトンボ	—	準絶滅危惧
ミズスマシ	ミズスマシ	絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧 I A類	オニヤンマ	オニヤンマ	—	準絶滅危惧
ミツバチ	クロマルハナバチ	準絶滅危惧（NT）	絶滅	トンボ	チョウトンボ	—	準絶滅危惧
タテハチョウ	ミスジチョウ	—	絶滅	トンボ	マイコアカネ	—	準絶滅危惧
イトトンボ	セスジイトトンボ	—	絶滅危惧 I A類	トンボ	リスアカネ	—	準絶滅危惧
イトトンボ	オオイトトンボ	—	絶滅危惧 I A類	セミ	ヒグラシ	—	準絶滅危惧
アメンボ	オオアメンボ	—	絶滅危惧 I A類	オサムシ	チャバネクビナゴミムシ	—	準絶滅危惧
ホタル	ゲンジボタル	—	絶滅危惧 I B類	オサムシ	オオナカゴミムシ	—	準絶滅危惧
ホタル	ヘイケボタル	—	絶滅危惧 I B類	クワカタムシ	ノコギリクワガタ	—	準絶滅危惧
タテハチョウ	ウラギンヒョウモン	—	絶滅危惧 I 類	カミキリムシ	タクトラカミキリ	—	準絶滅危惧
アゲハチョウ	オナガアゲハ	—	絶滅危惧 I 類	マツムシ	ヒロノネカンタン	—	情報不足
トンボ	ハラビロトンボ	—	絶滅危惧 II 類	シジミチョウ	アカシジミ	—	情報不足
トンボ	ミヤマアカネ	—	絶滅危惧 II 類	シジミチョウ	ゴイシシジミ	—	情報不足
バッタ	ショウリョウバッタモドキ	—	絶滅危惧 II 類	タテハチョウ	ヒオドシチョウ	—	情報不足
ヤマユガ	オオミズアオ	—	絶滅危惧 II 類	ドロバチ	キボシトックリバチ	—	情報不足

■区内の主な希少な魚類

科名	種名	環境省レッドリスト	東京都レッドリスト（本土部）
コイ	ゼニタナゴ	絶滅危惧IA類（CR）	絶滅
コイ	アカヒレタピラ	絶滅危惧IB類（EN）	絶滅
ギギ	ギバチ	絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧 I A類
コイ	キンブナ	絶滅危惧II類（VU）	絶滅危惧 I 類
ハゼ	ジュズカケハゼ	準絶滅危惧（NT）	絶滅危惧 II 類
コイ	アブラハヤ	—	絶滅危惧 II 類
コイ	カマツカ	—	準絶滅危惧
コイ	ニゴイ	—	準絶滅危惧
ハゼ	ピリンゴ	—	準絶滅危惧
ハゼ	アベハゼ	—	準絶滅危惧

資料：北区生物目録
環境省レッドリスト2020（環境省）
東京都レッドリスト【本土部】（東京都）

1. 公園・緑地

- 公園・緑地は、合計199ヶ所、総面積1,053,316㎡が整備されています。
- 桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園100選に選ばれた音無親水公園、自然の回復とふれあいをテーマにした赤羽自然観察公園などがあり、みどりの街並みを形成し、憩いの場となっています。
- 2017年時点における区民一人当たりの公園面積は、3.11㎡と区部平均の4.33㎡を下回っています。
- 2018年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は379.51ha、緑被率は18.43%となっており、前回の2013年調査時より、緑被面積は12.65ha、緑被率は0.62%減少しています。

2. 景観

- 2015年に策定された北区景観づくり計画では、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川などの河川、水門などの景観資源、公園や崖線のみどり、都電荒川線などの鉄道や主要幹線道路沿道などの骨格となる景観とともに、庶民的で下町らしさやあたたかさを感じさせる身近な景観を北区の景観特性として位置づけています。
- 「みんなでつくる北区景観百選2019」の認定などにより、区を特徴づける魅力的な景観について区民が主体となった景観まちづくりを推進しています。

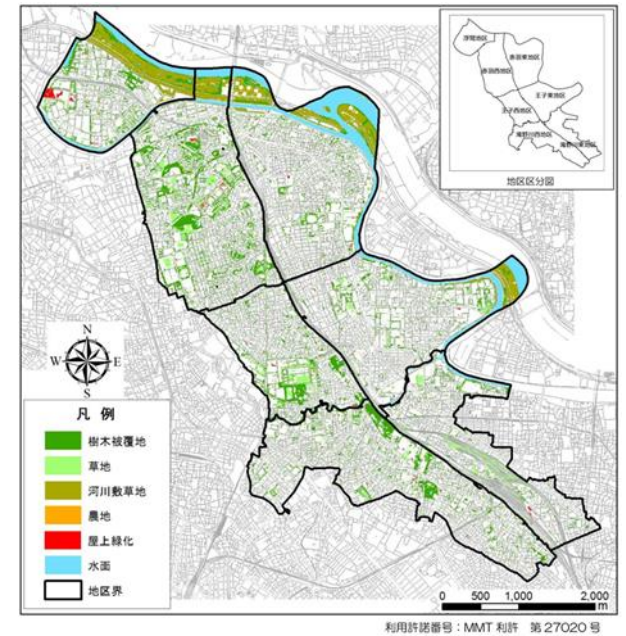
■区内の公園・緑地面積（2020年4月現在）

公園種別	箇所数	面積(㎡)	1人当たり(㎡)
公園・緑地(計)	86	966,799.65	2.73
住区基幹公園(計)	61	478,246.92	1.35
街区公園	47	125,624.54	0.35
近隣公園	12	219,358.88	0.62
地区公園	2	133,263.50	0.38
都市基幹公園(計)	6	232,657.03	0.66
総合公園	3	107,674.76	0.30
特殊公園(風致)	1	73,788.38	0.21
特殊公園(歴史)	2	51,193.89	0.14
緑地	19	255,895.70	0.72
児童遊園	98	63,453.31	0.18
遊び場	15	23,063.26	0.07
総計	199	1,053,316.22	2.97

※1 人口：354,222人（令和2年4月1日現在 住民基本台帳人口）
 ※2 都立浮間公園（総合公園）40,866.51㎡、旧古河庭園（特殊公園（歴史））30,780.86㎡を含む。
 ※3 赤羽緑道公園は総合公園、近隣公園の双方にまたがっており箇所数が重複している。

資料：北区行政資料集

■緑被の状況（2018年）



利用許諾番号：MMT 利許 第27020号
 資料：北区みどりの実態調査

■北区を代表する景観10選2019



旧岩淵水門（赤水門）

北区花火会

赤羽桜並木

赤羽自然観察公園

清水坂公園

音無橋と親水公園

中央図書館

飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径

都電の走る風景

旧古河庭園

1. 大気

- 大気汚染常時測定局が北区役所第1庁舎、滝野川分庁舎、なでしこ小学校に設置されており、環境基準に定められている大気汚染物質について、二酸化窒素（NO₂）、光化学オキシダント（O_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の常時監視を行っています。
- 2019年度の環境基準及び環境基準の長期的・短期的評価の達成状況は、光化学オキシダントを除いて、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は達成しています。
- 首都高速道路株式会社では、首都高速王子線沿線に設置したモニタリングポストにより、継続的に二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の測定を行っており、2019年度の測定結果では、いずれのモニタリングポストとも環境基準を達成しています。
- 主要交差点・沿道における自動車から排出される二酸化窒素の2019年度の測定結果では、区内19箇所の全ての地点において夏季、冬季とも環境基準を達成しています。

■大気環境基準の達成状況（2019年度）

物質	環境上の条件	達成状況		
		北区役所第1庁舎	なでしこ小学校	北区役所滝野川分庁舎
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	達成	達成	—
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	非達成	—	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成	達成	達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること	—	—	達成

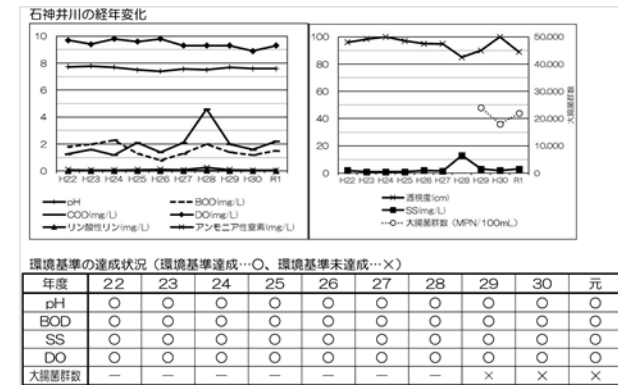
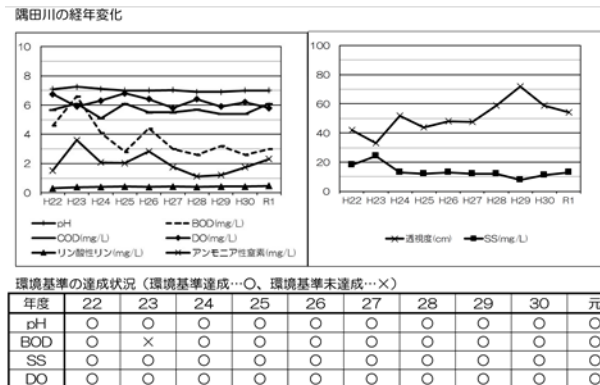
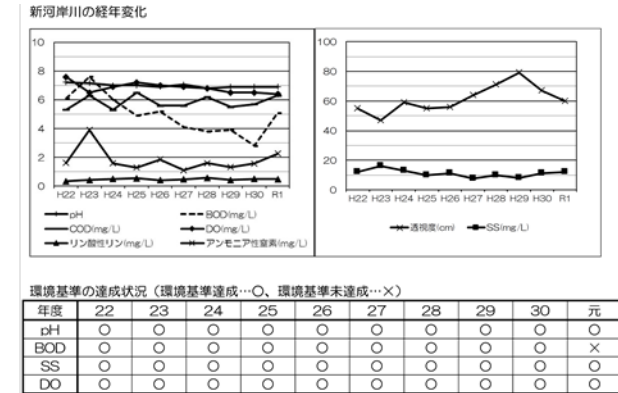
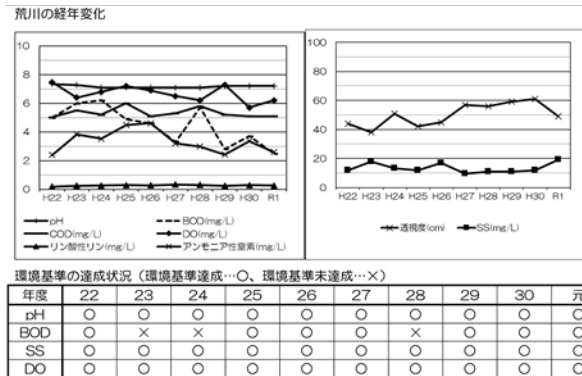
※「—」は測定していない項目を示す

2. 水質

- 区内を流れる4河川、2湖沼で、水素イオン濃度（pH）や生物学的酸素要求量（BOD）等について、水質測定を定期的に行っています。
- 2019年度の測定結果は、河川類型が指定されている4河川においては、新河岸川の水質、石神井川の大腸菌群数が環境基準を超過していましたが、他の項目については環境基準を達成しています。

■水質（河川）の環境基準の達成状況（2019年度）

資料：北区の環境 令和元年度実績



資料：北区の環境 令和元年度実績

3. 騒音・振動

（1）自動車騒音・振動

- 騒音規制法、振動規制法に基づき、区内の主要道路における自動車による騒音・振動及び交通量の調査を行っています。
- 2019年度の騒音測定結果では、明治通り、環状7号線、環状8号線の夜間において環境基準、要請限度とも超過している状況です。
- 振動測定結果では、いずれの路線も要請限度を達成しています。

（2）鉄道騒音・振動

- 区内を通過する東北・上越・北陸新幹線の騒音及び振動の状況を把握するため、「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づき、調査を行っています。
- 2019年度の測定結果では、いずれの測定地点の騒音、振動とも環境基準及び指針基準を達成しています。

■自動車交通騒音・振動測定結果（2019年度）

測定地点	騒音（デシベル）			振動（デシベル）			交通量 道路断面 24時間 (台)
	時間区分	測定結果 L _{eq}	環境基準	要請限度	時間区分	測定結果 L ₁₀	
①商業地域 5車線 北本通り（岩淵町26-6）	昼(6-22)	67	70	75	昼(8-20)	40	70
	夜(22-6)	64	65	70	夜(20-8)	37	65
②工業地域 7車線 北本通り（志茂3-46-8）	昼(6-22)	70	70	75	昼(8-20)	39	70
	夜(22-6)	67	65	70	夜(20-8)	35	65
③商業地域 6車線 北本通り（王子5-29）	昼(6-22)	68	70	75	昼(8-20)	39	70
	夜(22-6)	64	65	70	夜(20-8)	36	65
④商業地域 4車線 明治通り（昭和町3-9-10）	昼(6-22)	69	70	75	昼(8-20)	44	70
	夜(22-6)	65	65	70	夜(20-8)	41	65
⑤商業地域 4車線 明治通り（滝野川1-90-8）	昼(6-22)	73	70	75	昼(8-20)	52	70
	夜(22-6)	71	65	70	夜(20-8)	51	65
⑥準工業地域 4車線 環状8号線（赤羽北1-12-1）	昼(6-22)	71	70	75	昼(8-20)	51	70
	夜(22-6)	68	65	70	夜(20-8)	48	65
⑦近隣商業地域 4車線 環状7号線（上十条5-4-2）	昼(6-22)	73	70	75	昼(8-20)	57	70
	夜(22-6)	71	65	70	夜(20-8)	55	65

資料：北区の環境 令和元年度実績

■ダイオキシン類測定結果（2019年度）

大気中ダイオキシン類調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

調査月日	5月 22~23日	7月 2~3日	8月 21~22日	11月 13~14日	12月 19~20日	2月 12~13日	年平均	環境基準
北区役所	0.017	0.019	0.033	0.045	0.053	0.065	0.039	0.6
なでしこ小学校	0.023	0.023	0.056	0.054	0.050	0.055	0.044	0.6

※ pg（ピコグラム）：1兆分の1グラムを表す単位
 ※ TEQ：毒性等価換算濃度のこと、ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの量に換算したものです。
 ※ 測定処理の関係で、各項目間の計算値が合わないことがあります。

イ. 土壌モニタリング結果

調査項目	調査地点	2月7日	環境基準
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g) (年1回調査)	東豊島公園（北側）	5.0	1,000以下

ウ. 河川モニタリング結果

調査項目	調査地点	7月23日	11月18日	2月7日	年平均	環境基準等
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	豊島橋	0.29	0.14	0.090	0.17	年間平均値 1以下
SS(浮遊物質) (mg/L)		7	8	3	—	環境基準 (生活環境項目) 50以下
pH		7.0	7.0	7.0	—	環境基準 (生活環境項目) 6.5~8.5

資料：北区の環境 令和元年度実績

4. ダイオキシン類

- ダイオキシン類対策特別措置法に準じて自主的な測定を実施しています。
- 2019年度の測定結果は、大気、土壌、河川すべてにおいて環境基準を達成しています。

ア. 大気モニタリング結果

調査項目	調査地点	8月 21~28日*1	11月 13~20日	2月 7~14日	年平均	環境基準
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	豊島五丁目遊び場 (旧豊島東小学校)	0.018	0.040	0.045	0.034	0.6
	東豊島公園 (東豊島公園南)	0.022	0.043	0.045	0.037	

5. 生活環境の苦情

- 公害苦情の件数は、微増傾向にあり、近年は200件前後で推移しています。
- 苦情の内容は、かつては工場・指定作業場から発生する騒音・振動・悪臭・ばい煙などが主でしたが、最近では、建設現場から発生する騒音・振動や、一般家庭から発生するクーラー・ピアノなどの騒音やスナックを始めとする飲食店などから発生するカラオケ・人声等の深夜騒音への苦情が多くなっています。

■公害苦情発生状況

(単位:件)

年度	ばい煙	粉塵	有害ガス	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌	その他	計
2015	3	19	1	17	0	92	29	0	3	164
2016	5	15	0	14	0	94	33	0	1	162
2017	3	20	0	22	0	122	18	1	0	186
2018	9	32	0	25	0	118	39	0	4	227
2019	4	23	0	32	1	113	21	0	2	196

資料：北区の環境 令和元年度実績

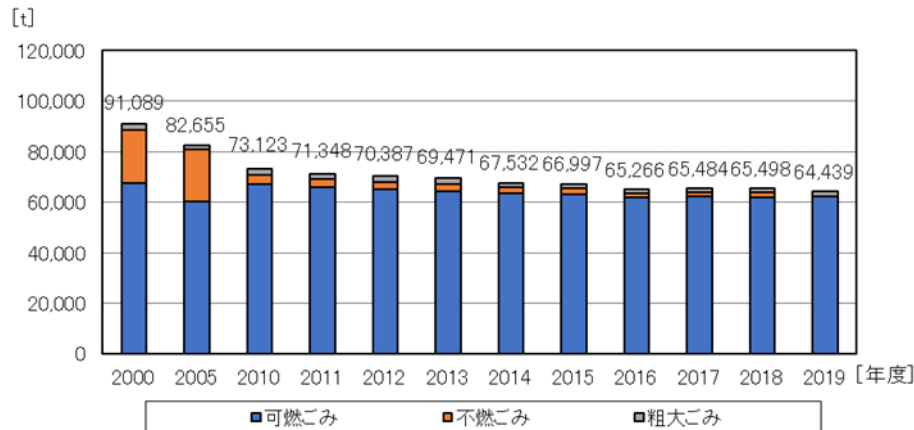
1. ごみの排出量

- 2019年度の北区のごみの総排出量は、64,439 tであり、2015年度までは減少傾向にありましたが、近年は65,000 t前後で推移しています。
- 区民1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあり、2018年度は660g/人・日となっており、特別区の平均797g/人・日を下回っています。

2. ごみの再資源化

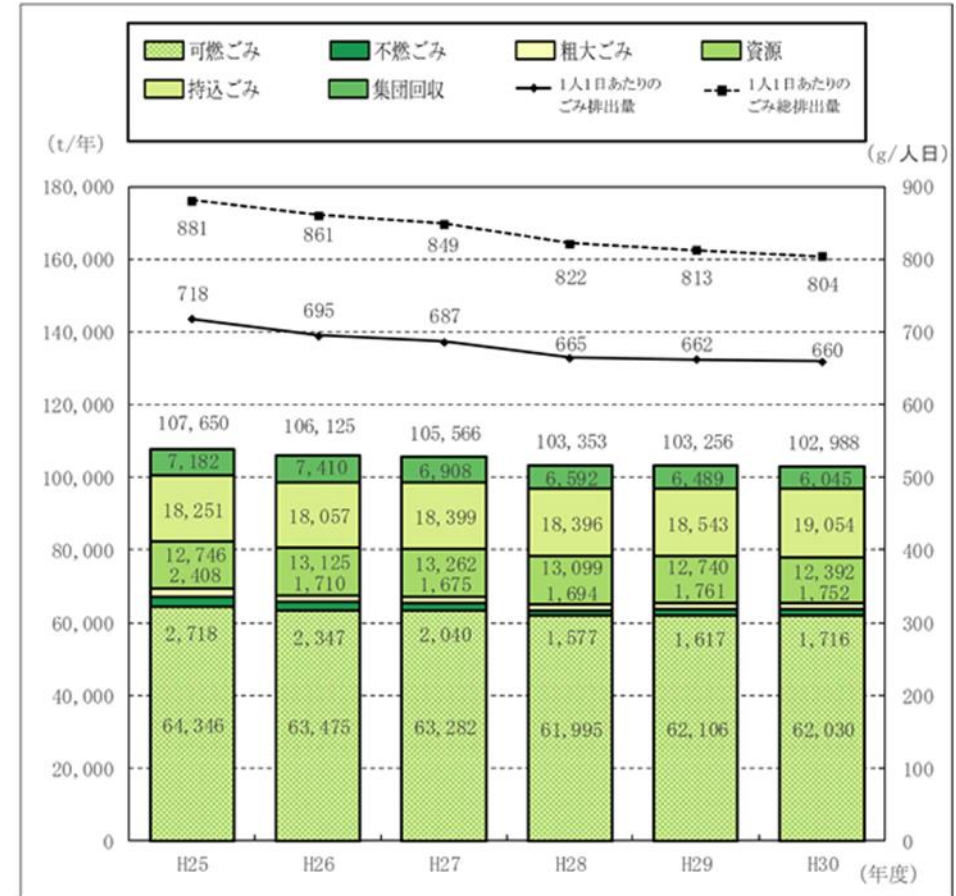
- 古紙は集積所回収、缶、びん、ペットボトルはステーション回収、紙パック、発泡トレイなどは拠点回収を行っているほか、紙類などは集団回収を実施し、ごみの再資源化に努めています。
- 2019年度の資源回収量は11,318 t、集団回収量は5,776 tとなっており、資源回収量、集団回収量とも減少傾向にあります。

■ごみ排出量の推移



資料：北区のごみ・資源量（北区清掃事務所）

■区民1人1日当たりのごみ排出量



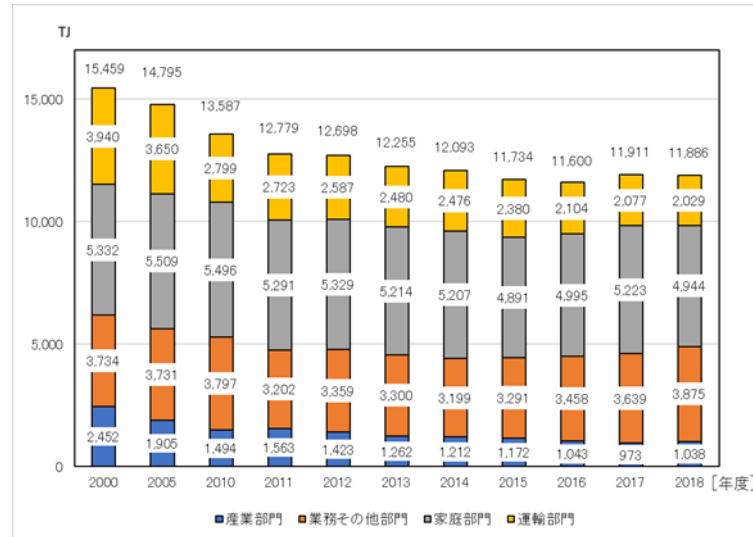
- 注) 1. 端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合がある。
 2. 「1人1日あたりのごみ排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計を人口と365日で除した数値。
 3. 「1人1日あたりのごみ総排出量」は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「持込ごみ」の合計に「資源」と「集団回収」を加えた量を人口と365日で除した数値。

資料：北区のごみ・資源量（北区清掃事務所）

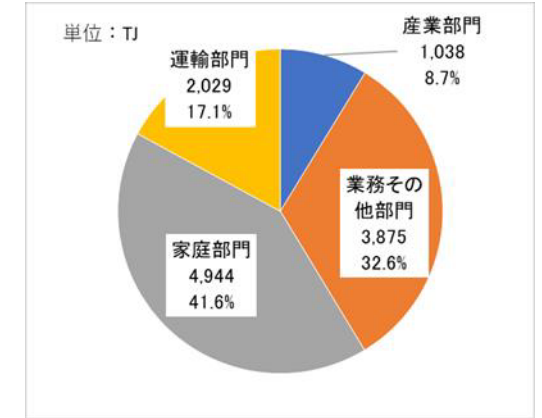
1. エネルギー消費量

- 北区のエネルギー消費量は、2018年度で11,886TJとなっており、2000年度以降は減少傾向で推移してきましたが、2015年度以降は横ばい傾向で推移しています。
- 部門別では、家庭部門が4,944TJ、41.6%を占めており、次いで業務その他部門3,875TJ、32.6%、運輸部門2,029TJ、17.1%などとなっています。

■エネルギー消費量の推移



■エネルギー消費量の部門別構成比（2018年度）

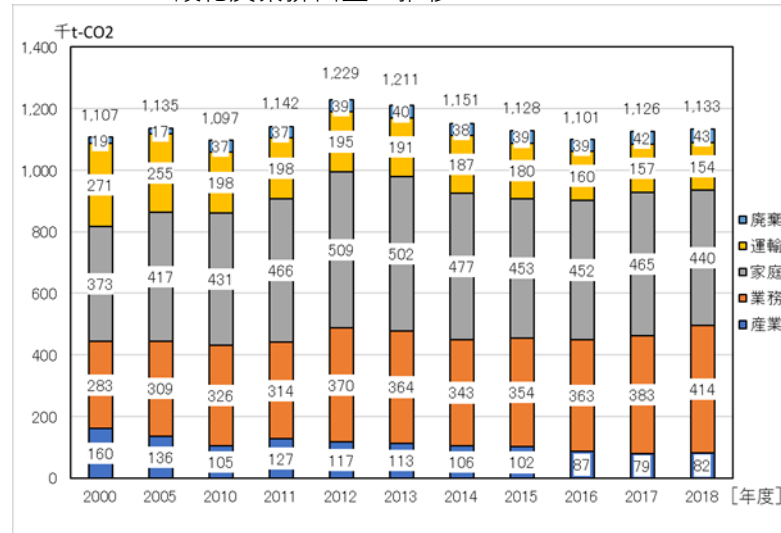


資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

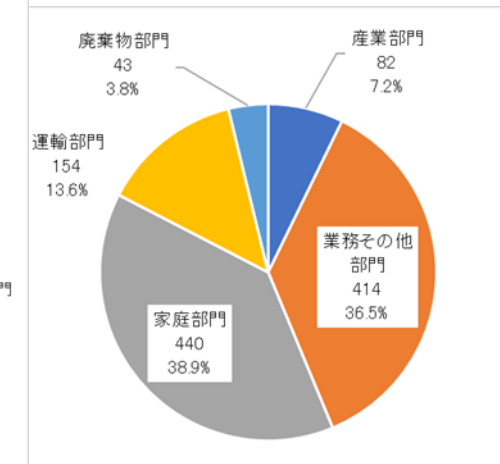
2. 温室効果ガス排出量、二酸化炭素排出量

- 北区の温室効果ガス排出量は、2018年度で1,229千t-CO₂となっており、総排出量の92%を二酸化炭素（CO₂）が占めています。
- 二酸化炭素排出量は、2018年度で1,133千t-CO₂となっています。2012年度以降は減少傾向で推移してきましたが、2016年度以降は微増傾向で推移しています。
- 部門別では、家庭部門が440千t-CO₂、38.9%を占めており、次いで業務その他部門414千t-CO₂、36.5%、運輸部門154千t-CO₂、13.6%などとなっています。

■二酸化炭素排出量の推移



■二酸化炭素量の部門別構成比（2018年度）



資料：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

3. 再生可能エネルギー導入状況

- 区内における再生可能エネルギーの導入容量は、2019年度で13,205kW（太陽光発電：7,225kW、バイオマス発電：5,980kW）となっており、導入容量は増加傾向にあります。
- 再生可能エネルギーによる発電電力量は、2019年度で1,596,088MWhとなっており、区内で消費される電力量の3.2%を占めています。

1. 北区環境大学

- 東京家政大学と連携し、環境問題を基礎から正しく理解し、自ら考え行動する力を養うことを目的とした講座を開催しました。
- 2019年度に環境大学が開催した講座は34回で、参加者は延べ829名でした。
- 講座内容は次のとおりです。
 - ・ 小学生向け環境学習講座、中学生向け環境学習講座
区立学校と連携し、簡単な実験を通して、環境課題に対する科学的思考力を養うカリキュラムを組んだ講座
 - ・ 幼児とその家族向け環境学習講座
体験学習を通し、家族で自然環境について学ぶ講座
 - ・ 社会人・大学生向け環境学習指導者養成講座（北区環境リーダー養成講座）
世界における環境教育への取り組みの経緯と目標を理解し、発達段階に適した児童対応を行うための知識やスキルを身に付け、環境教育指導者を養成する講座
 - ・ 企業等連携講座

2. みどりの環境の情報館（エコベルデ）

- みどりと環境の情報館（エコベルデ）は、土壌汚染に関する情報を提供して住民の不安を解消する目的で、広い緑地と花壇を生かして、みどりの普及拠点として整備したものです。約560㎡の建物の中には土壌汚染対策情報コーナー、園芸や緑化の本を集めた図書閲覧コーナー、来館者の休憩場所としての多目的スペースがあります。
- 2019年度は、区民のみどりへの関心高揚を目的として、園芸や自然に関する講座を26回開催し、参加者は延べ350名、来館者数は3,912人でした

3. 自然ふれあい情報館

- 自然ふれあい情報館は、区立清水坂公園内にあり、区民が楽しみながら自然環境への理解を深めるための施設で、2019年度の来館者は延べ46,834名でした。
- このほか自然環境に興味を持ってもらうため、子ども・親子・一般向けの各教室を開催しており、2019年度に開催した自然教室は9回で、参加者は延べ437名でした。
- 自然園には42.73㎡の田んぼがあり、隣接する区立清水小学校（現西が丘小学校）5年生の児童を中心として代（しろ）かき、田植え、稲刈り、脱穀の作業を行い、もち米を収穫しました。

4. 北区環境リーダー養成事業

- 2004年から、地域における環境活動を実践し、持続可能な社会を担う人材育成およびその活動などを支援することを目的に、環境学習リーダー養成講座を実施しています。
 - ・ 環境リーダー養成講座：2019年度 32回 のべ参加者数306名
（北区環境大学による社会人・大学生向け環境学習指導者養成講座を含む）
 - ・ 環境リーダー養成講座修了生生活動：2019年度 62回 のべ参加者数135名

5. こどもエコクラブ

- 次代を担う子ども達の環境教育・学習を推進するため、環境省（旧環境庁）の呼びかけにより1995年度から活動をスタートしたこどもエコクラブの募集を行っています。
- 区では2019年度、3クラブ36人が登録し、活動しました。

6. 環境活動自己診断事業

- 子どもの頃から環境に関心を持ち地球にやさしい生活を心がけてもらうため、区立小学校の児童に、夏休みの間、日常生活での省エネルギーやリサイクルなどをチェックしてもらう、小学生環境活動自己診断事業を実施しています。
- 2019年度は、区立全小学校の5年生から1,841枚（回収率89%）の自己診断書を回収しています。

7. 省エネ道場

- 「北区ecoかるた」を活用し、標語を通じた学習として、かるた遊びをすることで環境の知識の向上を目指し、広く環境について学ぶ機会の場として「省エネ道場」を2016年度より開催しています。
- 2019年度の延べ参加者数は151名でした。

1. 環境全般

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ 【持続可能な開発目標 (SDGs)】

- 2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。
- 「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール (目標) と169のターゲット、232の指標が掲げられ、達成のためには、国家レベルだけでなく、市民、事業者及び行政などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。
- また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益 (マルチベネフィット) を目指すという特徴を持っています。

■ 持続可能な開発目標 (SDGs) における17の目標

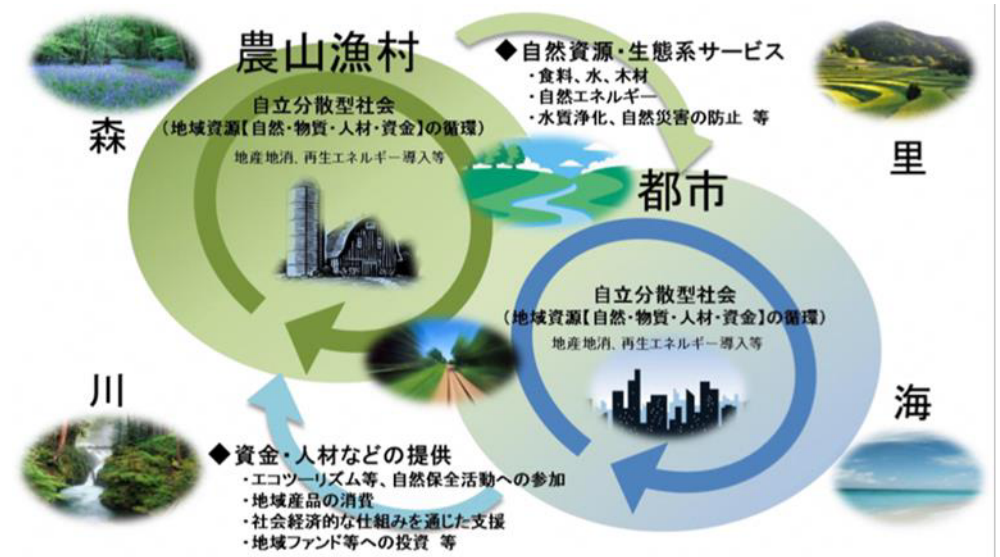


資料：国際連合広報センターウェブサイト

(2) 第五次環境基本計画

- 2018年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。
- 「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。
- 「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

■ 「地域循環共生圏」の概念図



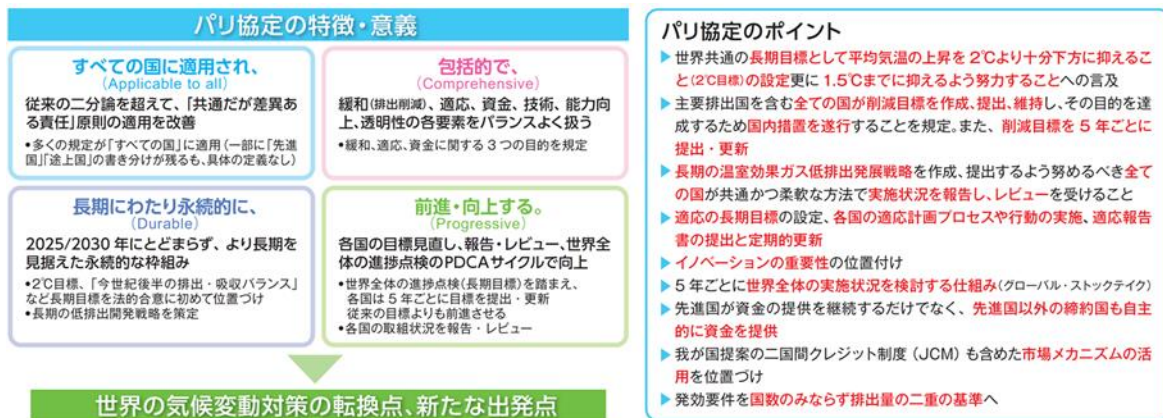
資料：第五次環境基本計画の概要 (環境省)

2. 気候変動対策

(1) パリ協定

- 2015 (平成27) 年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) では、2020 (令和2) 年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016 (平成28) 年11月に発効し、2020 (令和2) 年に実施段階に入りました。
- 「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ (人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること) にすること」などを決定しました。
- これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することになり、1997 (平成9) 年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

■パリ協定の概要



- パリ協定のポイント**
- ▶ 世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2°Cより十分下方に抑えること (2°C目標) の設定更に1.5°Cまでに抑えるよう努力することへの言及
 - ▶ 主要排出国を含む全ての国が削減目標を作成、提出、維持し、その目的を達成するため国内措置を遂行することを規定。また、削減目標を5年ごとに提出・更新
 - ▶ 長期の温室効果ガス低排出開発戦略を作成、提出するよう努めるべき全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること
 - ▶ 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新
 - ▶ イノベーションの重要性の位置付け
 - ▶ 5年ごとに世界全体の実施状況を検討する仕組み (グローバル・ストックテイク)
 - ▶ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、先進国以外の締約国も自主的に資金を提供
 - ▶ 我が国提案の二国間クレジット制度 (JCM) も含めた市場メカニズムの活用を位置づけ
 - ▶ 発効要件を国数のみならず排出量の二重の基準へ

資料：STOP THE 温暖化 2017 (環境省)

(2) 2050年カーボンニュートラル宣言

- 2020年10月に、菅首相は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。
- この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。
- この所信表明演説に基づき、政府では、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの議論が加速しています。

(3) グリーン成長戦略

- 2020年10月の2050年カーボンニュートラルの宣言を受け、2020 (令和2) 年12月に、経済産業省と関係省庁が連携して、2050年カーボンニュートラルへの挑戦を「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。
- この戦略においては、水素産業やカーボンリサイクル産業、ライフスタイル関連産業など14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税制、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画が明らかにされています。

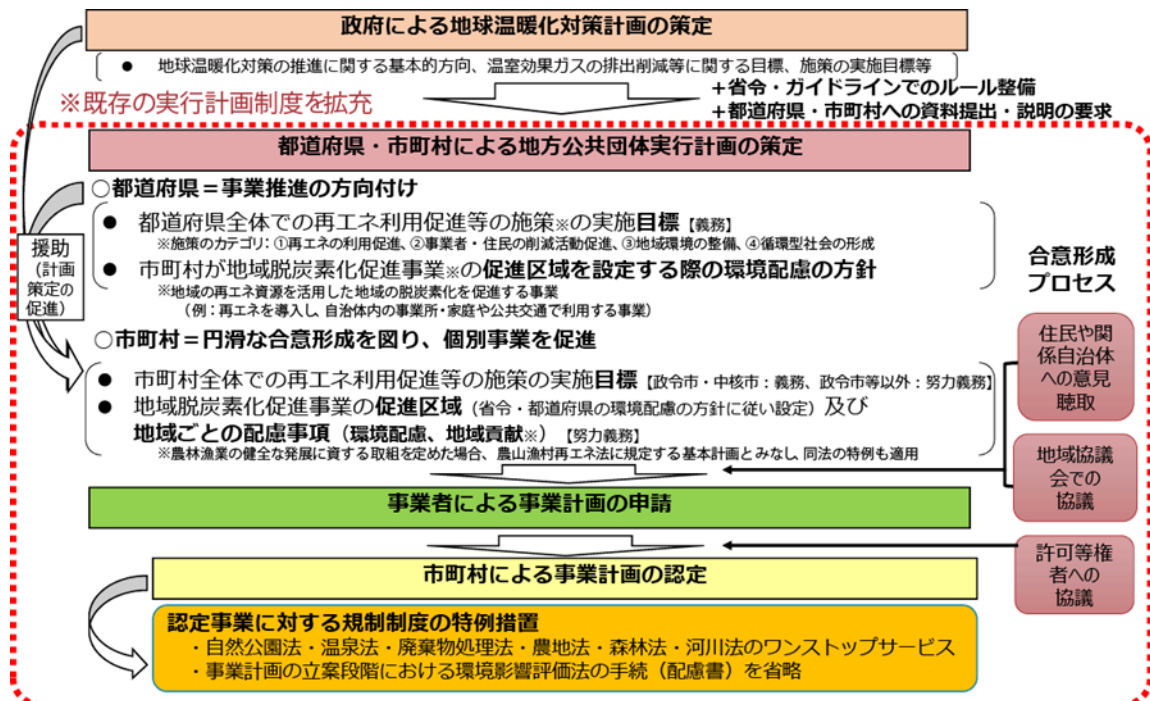
(4) ゼロカーボンシティ

- 地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。
- 国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明 (ゼロカーボンシティ) した地方公共団体が増えつつあり、2021年7月9日現在、420自治体 (40都道府県、249市、10特別区、101町、20村) が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

(5) 地球温暖化対策の推進に関する法律の改定

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、2022年度施行予定にて改正されました。
- 改正された法律では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。
- さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続可能な発展に資する取組を市町村が率先して進める努力目標も課しています。

■地球温暖化対策の推進に関する法律の改定の概要

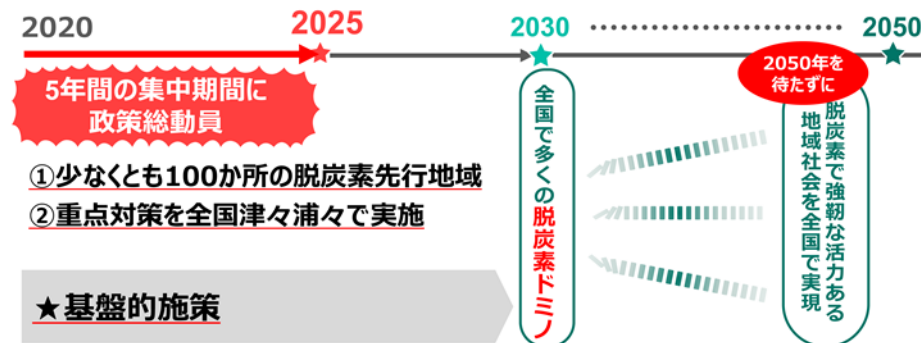


(6) 国・地方脱炭素実現会議

- 国・地方脱炭素実現会議は、2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携のあり方等について検討し、議論を行う場として開催されました。
- 2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ (脱炭素で、かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現する行程) では、
 - ① 適用可能な最新技術で出来る重点対策を全国で実施
 - ② 2050年に向けた地域の脱炭素ドミノの拡大
 を2025年までの5年の集中期間に政策を総動員して行うこととしています。
- ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに実践していくとともに、地球温暖化対策計画、長期戦略や成長戦略実行計画、温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画等、そのほか法制度などの各種施策に反映しつつ、国・自治体・地域企業等が一丸となって速やかに実践に移すこととしています。

■地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **足元から5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援**
 - ① 2030年度までに少なくとも**100か所**の「**脱炭素先行地域**」をつくる
 - ② 全国で、重点対策を実行 (自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車、食ロス対策など)
- 3つの基盤的施策 (①継続的・包括的支援、②ライフスタイルノベーション、③制度改革) を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成 (**脱炭素ドミノ**)



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

(3) プラスチック資源循環促進法の制定

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021年6月に成立し、2022年4月から施行されることとなりました。
- 2019年には、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

■プラスチック資源循環促進法の目的

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまなく回収・リサイクル

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

資料：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の概要（環境省）

(4) 食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

- 食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では2018年度に、約600万トンの食品ロスが発生したと推計されています。
- 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019年に制定され、施行されています。
- 法律第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。
- 食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSSプロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取り組みを実施しています。

■食品ロスポータルサイトにおける情報発信



資料：食品ロスポータルサイト（環境省）

1. 東京都環境基本計画

- 2016年に策定された「東京都環境基本計画」では、「スマートエネルギー都市の実現」「3R・適正処理の促進と『持続可能な資源利用』の推進」「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」「快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保」「環境施策の横断的・総合的な取組」を政策の柱とする各種の取組みを推進しています。
- 2021年7月現在、『「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」により、「ゼロエミッション東京」を実現し、50年、100年先も、自然との共生や質の高い大気環境など、豊かさにあふれる持続可能な都市をつくる』ため、都の環境施策を大胆に加速する新たな環境基本計画の策定に着手し、2022年夏頃の策定を予定しています。

「東京都長期ビジョン」において示した環境政策をさらに進化・発展させ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の将来像やこれを目指した政策展開を明らかにするため、新たな東京都環境基本計画を策定

新たな計画の位置付け

- ▶ これまでも「世界で最も環境負荷の少ない都市」の実現を目指し、幅広い環境施策を展開
- ▶ 前計画策定から8年が経過し、都の環境施策に関わる状況は大きく変化
- ▶ 東日本大震災後のエネルギー需給をめぐる問題、気候変動対策、資源制約の高まり、大気環境改善、生物多様性の保全など、取り組むべき課題が山積
- ▶ 社会経済情勢の変化や技術革新にも柔軟に対応し、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要

- ◆ 東京 2020 大会を契機に、持続可能な都市実現への取組をレガシーとして継承
- ◆ 都の総力を挙げて取り組むとともに、都民、事業者等と連携して政策展開

東京を取り巻く状況

- 【気候変動】**
 - ▶ COP21でパリ協定が採択。世界共通の目標として産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力が明記
- 【資源循環】**
 - ▶ 経済成長や人口増等により、世界の資源消費量は今後も大幅に増加する見込み
- 【生物多様性】**
 - ▶ 国際自然保護連合のレッドリスト(2015年11月改定)では既に絶滅したと判断された種は903種で、過去100年での絶滅スピードはこれまでの1000倍以上
- 【大気】**
 - ▶ 国内でも光化学オキシダントの環境基準を達成する測定局は1%に満たない状況が継続
- 【持続可能な開発目標】**
 - ▶ 国際社会共通の目標として、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産等の視点

東京が目指す将来像

政策展開の視点

- ◆ 最高水準の都市環境の実現
- ◆ サステナビリティ
- ◆ 連携とリーダーシップ

目標年次

2020年 / 2030年

政策1 スマートエネルギー都市の実現

- 2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減(2000年比)
- 2030年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合30%程度
- 2030年までに燃料電池自動車20万台、水素ステーション150カ所
- ▶ 中小規模事業所等への取組支援
- ▶ 住宅の省エネ性能向上
- ▶ 地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大
- ▶ 水素エネルギーの普及・拡大

政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進

- 2030年度の一般廃棄物リサイクル率37%
- 2030年度に最終処分量を25%削減(2012年度比)
- ▶ 食品ロス削減の促進
- ▶ 事業系廃棄物のリサイクルの促進
- ▶ 先進企業等と共同したモデル事業の実施
- ▶ 新たなスタイルによる公共空間の美化

政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承

- 2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人
- 自然公園の潜在的な魅力の掘り起し
- ▶ 花と緑による都市環境の向上
- ▶ 生物多様性に配慮した緑化の推進
- ▶ 多様な主体の参画による自然環境の保全
- ▶ 新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討

政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保

- 2030年度までに全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下
- 真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加
- ▶ 低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の普及拡大
- ▶ 暮らしに身近な低VOC商品の選択促進
- ▶ クールスポットなど暑熱環境の改善

政策5 環境施策の横断的・総合的な取組

- 多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進
- 環境学習、環境広報の充実強化
- ▶ 世界の諸都市との政策連携・技術協力
- ▶ 都民、NGO/NPO、企業等との連携
- ▶ 次世代の人材育成等の充実・強化
- ▶ 東京都環境科学研究所の機能強化

政策展開において留意すべき事項

- ▶ 環境政策と経済成長が両立することはもちろん、相互に良い影響をもたらすように施策を構築・展開
- ▶ オリンピック・パラリンピック大会後においても、環境施策やその成果を継続・発展
- ▶ 持続可能な都市の実現に向け、新たな価値観やライフスタイルを創出

2. ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

- 気温上昇を1.5°Cに抑えることを追求し、2050年までに「ゼロエミッション東京」を実現するための脱炭素戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」が2019年に策定されました。
- 2020年10月の国の2050年カーボンニュートラル宣言を受け、2021年1月には2030年までに温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。
- カーボンハーフの表明を受け、温室効果ガス削減目標を引き上げ、政策強化などを盛り込んだ見直し計画として、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」が2021年3月に策定されました。

- 世界が脱炭素で持続可能な社会に向けて急速に歩みを速める中、都も大都市の責務として、コロナ禍からの持続可能な回復「サステナブル・リカバリー」の視点に立ち、一層深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速する必要（「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言」"Climate Emergency Declaration : TIME TO ACT"）
 - 「2050年CO₂排出実質ゼロ」の実現に向けて**2030年までの10年間で極めて重要**。世界もIPCC「1.5°C特別報告書」への整合を図っている
- 都は行動の加速を後押しするマイルストーンとして、2030年までに温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」を表明するとともに、新たに**2030年に向けた社会変革のビジョン「カーボンハーフスタイル」**を提起

行動の加速を後押しする2030年目標の強化【5目標】

- (現行目標)
- 都内温室効果ガス排出量(2000年比) 30%削減 ⇒ **50%削減**
 - 都内エネルギー消費量(2000年比) 38%削減 ⇒ **50%削減**
 - 再生可能エネルギーによる電力利用割合 30%程度 ⇒ **50%程度**
 - 都内乗用車新車販売 ⇒ **100%非ガソリン化**
 - 都内二輪車新車販売 ⇒ **100%非ガソリン化(2035年まで)**

※ 温室効果ガス排出量等の目標と施策のあり方については、今後、東京都環境審議会において検討を進めていく予定

2030・カーボンハーフスタイル

- ✓ 2030年の姿は、2050年の社会を実質的に規定
- ✓ 2030年に温室効果ガス排出量が半分になっているという目標に留まらず、**脱炭素化に向けた社会基盤を確立**する必要

2030年の社会システム全体を、カーボンハーフに相応しい持続可能なものへと再構築・再設計することを目指す

「2030・カーボンハーフスタイル」を提起



【参考】戦略の主なポイント

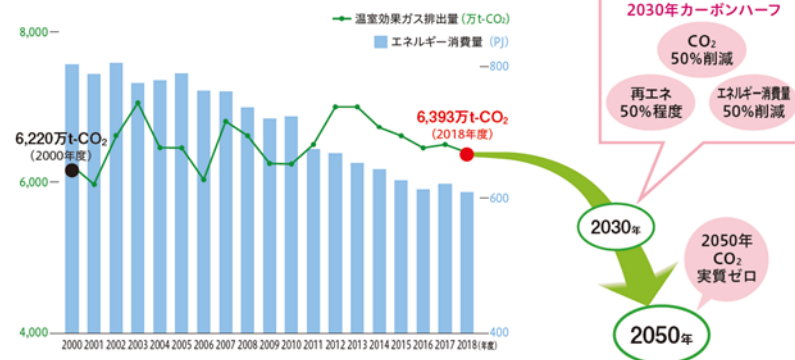
【ゼロエミッション東京戦略(2019.12)のポイント】

- ・ 気候危機の認識と**2050年ゼロ**というビジョンを共有し、行動を開始
- ・ 分野毎の2050年ゴール、2030年目標、具体的な政策展開の提示 等

【アップデート版(2021.3)のポイント】

- ・ **2030年の変革の姿(カーボンハーフスタイル)**を共有し、行動を**加速**
- ・ 分野毎にロードマップをアップデートし、「**2030年の社会変革のビジョン**」や、その実現に必要な「**政策のアプローチ**」等を提示

■ 温室効果ガス排出量の推移等



3. 資源循環・廃棄物処理計画中間まとめ(案)

- 2021年7月現在、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の改定作業を行っており、2021年6月に中間とりまとめ(案)が公表されました。
- 中間とりまとめ(案)では、2030年までに温室効果ガスを50%削減する「カーボンハーフ」などをふまえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環利用の更なる促進、健全で信頼される静脈ビジネスの発展などが盛り込まれています。
- 新しい東京都資源循環・廃棄物処理計画は、2021年9月に策定予定となっています。

○ 3Rの推進

<2050年の目指すべき姿>
▶ 持続可能な資源利用が定着

<2050年に向けたチャレンジ>

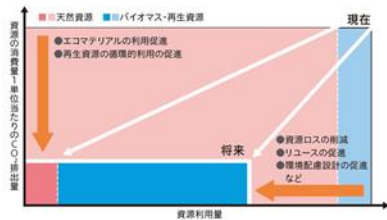
- 革新的技術の実装・普及
- 使い捨てに依存しないビジネスモデルの定着
- 高度循環・処理の高度化

<2030・カーボンハーフスタイル ～社会変革のビジョン～>

- ▶ 人手に頼らない処理システムと多様な3Rルートにより、レジリエントな廃棄物処理システムを確立
- ▶ 先進技術を駆使した、より質の高いリサイクルを実現

<2030・カーボンハーフスタイルに向けて必要な取組>

- ・レジリエントなリサイクルシステムの構築を目指し、事業者の知見を活かし、人手に頼らない処理プロセスを追求・構築
- ・最適処理とレジリエンス向上に向け、廃棄物に関与する事業者をネットワーク化する仕組みづくりを行い、3Rルートの多様化を促進
- ・質の高いリサイクルにより持続可能な資源利用を実現するため、分別からリサイクルまでに関与する事業者と連携し、先進技術を活用した処理プロセス構築に向けた取組を推進



○ プラスチック対策

<2050年の目指すべき姿>

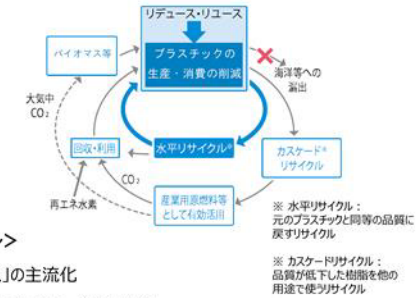
- ▶ CO₂実質ゼロのプラスチック利用

<2050年に向けたチャレンジ>

- 大幅なリデュースと使い捨てプラスチックの廃絶
- 水平リサイクル等の革新的技術の実装・普及
- 海洋へのプラスチック流出をゼロに

<2030・カーボンハーフスタイル ～社会変革のビジョン～>

- ▶ 量り売り、シェアリング、リユース容器などの「2Rビジネス」の主流化
- ▶ 多様かつ効率的な回収・輸送ルートと新たな技術による水平リサイクルの実装



<2030・カーボンハーフスタイルに向けて必要な取組>

- ・「リユース革命」の進行を促し、量り売りやシェアリング、リユース容器による販売・購入といった新たなビジネススタイル・消費行動の一般化・主流化に向けて、先導的な企業等と連携した取組を推進
- ・製品設計-分別排出-回収-水平リサイクル(再生プラスチック利用)が最適化された社会システムを目指し、多分野の企業と連携した取組を推進
- 特に、効率的な分別収集・選別・輸送等のためのインフラ整備の促進やルールづくりに取り組む

○ 食品ロス対策

<2050年の目指すべき姿>

- ▶ 食品ロス発生量実質ゼロ

<2050年に向けたチャレンジ>

- 食品需給量のマッチングによる過剰供給の抑制
- 革新的技術による製品開発
- フードシェアリングサービスの普及・定着
- 環境に配慮した食生活の充実

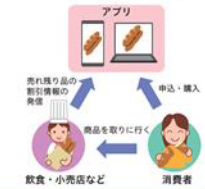
<2030・カーボンハーフスタイル ～社会変革のビジョン～>

- ▶ 発生抑制を基調とした持続可能な循環型社会へ転換
- ▶ 各主体が更なる削減行動を率先・連携して実施

【テイクアウトやデリバリーの利用拡大】



【シェアリングアプリのイメージ】



<2030・カーボンハーフスタイルに向けて必要な取組>

- ・「東京都食品ロス削減推進計画」における食品ロス削減の基本的考え方に則り、行政・消費者・事業者・関係団体が一丸となって食品ロス削減対策を推進
- ・食品ロス発生抑制の取組を最優先に、様々な理由で不要となった食品の有効活用や、やむを得ず発生する食品ロスの再生利用の取組も含め、多岐に渡る施策を展開
- ・コロナ禍等の社会変化にも対応した食品ロス削減の取組の社会定着・普及を推進